

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－４－９－４－３ リスク管理債権額の開示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示区分</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 貸出条件緩和債権</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ. 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い（注１）抜本的な（注２）経営再建計画（注３）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注４）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長１年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき（注５）には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日か</p>	<p>Ⅲ－４－９－４－３ リスク管理債権額の開示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示区分</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 貸出条件緩和債権</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ. 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い（注１）抜本的な（注２）経営再建計画（注３）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注４）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長１年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき（注５）には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日か</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>ら最長 1 年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>(注 1)・(注 2) (略)</p> <p>(注 3) 中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画、事業再生 ADR 手続（特定認証紛争解決手続（産活法第 2 条第 25 項）をいう。）に従って決議された事業再生計画及び株式会社企業再生支援機構が買取決定等（株式会社企業再生支援機構法第 31 条第 1 項）した事業者の事業再生計画（同法第 25 条第 2 項）については、当該計画が（注 1）及び（注 2）の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</p> <p>(注 4)・(注 5) (略)</p>	<p>ら最長 1 年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>(注 1)・(注 2) (略)</p> <p>(注 3) 中小企業再生支援協議会（産業復興相談センターを含む。）が策定支援した再生計画、<u>産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画</u>、事業再生 ADR 手続（特定認証紛争解決手続（産活法第 2 条第 25 項）をいう。）に従って決議された事業再生計画、<u>株式会社企業再生支援機構が買取決定等（株式会社企業再生支援機構法第 31 条第 1 項）した事業者の事業再生計画（同法第 25 条第 2 項）及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第 25 条第 1 項）した事業者の事業再生計画（同法第 19 条第 2 項第 1 号）</u>については、当該計画が（注 1）及び（注 2）の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</p> <p>(注 4)・(注 5) (略)</p>